

○周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱

令和6年12月1日農委要綱第15号

周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項ただし書又は法第5条第1項ただし書の規定により許可を要しないとされた農地の転用又は農地等の転用のための権利移動（以下これらを「農地転用」という。）について、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）に届け出をした者（以下「転用事業者」という。）が当該届出の受理を得て行う届け出た事業計画に基づく農地転用事業（以下「転用事業」という。）の迅速かつ適切な進捗を図るため別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(地区担当委員等への届出書及び添付書類の送付)

第2条 委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる届出を受理したときは、届出書（届出書、通知書、申出書、事業計画書、協議書その他これらに類するものをいう。以下同じ。）及び添付書類（届出書に添付された書類をいう。ただし、委員会が必要と認めるものに限る。以下同じ。）の写しを転用事業地の所在する地区を担当する委員会の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「地区担当委員等」という。）に送付するものとする。

- (1) 法第4条第1項第2号の規定による国又は山口県の公共事業の施行に伴う農地の転用の届出
- (2) 法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内にある農地の転用の届出
- (3) 法第4条第1項第8号及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出
- (4) 法第5条第1項第1号の規定による国又は山口県の公共事業の施行に伴う農地等の転用のための権利移動の届出
- (5) 法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内にある農地等の転用のための権利移動の届出
- (6) 法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出

2 届出書の写しの余白部分には、当該受理通知書の日付及び文書番号（周南市農業

委員会許可指令書等の指令番号及び受理通知書等の文書番号に関する要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第13号）第3条に規定する文書番号をいう。）を転記するものとする。

- 3 第1項の届出書及び添付書類の写しの送付を受けた地区担当委員等は、適宜現地を確認するものとする。

（地区担当委員等への取消通知書の送付）

第3条 事務局は、第2条第1項に規定する受理した届出を取り消したときは、取消通知書（周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和6年周南市農業委員会要綱14号）第2条第9項、第3条第9項若しくは第4条第9項又は周南市農業委員会農地転用制限の例外（農業用施設等）に係る届出に関する要綱（令和3年周南市農業委員会要綱5号）第5条第3項に規定する取消通知書をいう。）の写しを地区担当委員等に送付するものとする。

（事業計画の変更の届出）

第4条 転用事業者は、転用事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更届出書（別記様式第1号。以下この条において「変更届出書」という。）を委員会に提出してその受理を得なければならない。

- 2 委員会は、前項の変更の受理を決定し、当該変更届出書に受理する日付その他必要事項を追記して受理通知書を作成の上、変更届出書の届出者に交付するものとする。

- 3 事務局は、前項の変更の受理を決定したときは、当該受理通知書の写しを地区担当委員等に送付するものとする。

（事業の完了の報告）

第5条 転用事業者は、転用事業を完了したときは、遅滞なくその旨を事業完了報告書（別記様式第2号）により委員会に報告しなければならない。

（事業の完了の確認）

第6条 事務局は、前条の事業完了報告書の写しを地区担当委員等に送付し、現地確認を依頼する。

- 2 地区担当委員等は、事業完了報告書の写しにより転用事業の完了を現地確認し、その結果を事業進捗状況等確認書（別記様式第3号）により事務局に報告するものとする。

(適宜の現地確認)

第7条 地区担当委員等は、前条第2項による現地確認のほか、第2条第3項の規定による現地確認により、次に掲げる場合は事業進捗状況等確認書により事務局に報告するものとする。

- (1) 事業計画に定められた転用事業の着手時期から3か月以上経過してもなお転用事業に着手していない場合
- (2) 事業計画に定められた完了時期から3か月以上経過してもなお転用事業が完了していない場合
- (3) 転用事業が完了しているにもかかわらず、事務局より事業完了報告書の送付がない場合
- (4) 届出のあった事業計画どおり転用事業が行われていない場合

(事業実施の指導)

第8条 委員会は、前条の報告を受け、転用事業者が事業計画どおり転用事業に着手していないと認められるときはその理由の報告を、第5条に定める転用事業の完了の報告を遅滞したときはその進捗状況の報告を、事業計画どおり転用事業が行われていないと認められるときはその理由の報告を、それぞれ文書により転用事業者に督促する。なお、督促後も転用事業に着手しない、事業完了報告書を提出しない又は事業計画どおり転用事業を行わない転用事業者については、その者から事情を聴取し、必要に応じて現地調査を行うこと等により、転用事業の進捗状況の把握に努めるものとする。

(転用事業の進捗状況等の管理)

第9条 事務局は、転用事業の進捗状況等について管理するため、事業進捗状況管理表(別記様式第4号)を作成し、農地転用届出事案について、その概要を整理し、転用事業が完了するまでの間保存し、転用事業の進捗状況、事業完了報告書の提出状況の把握及び提出の督促、事業計画に従った事業実施の指導等を行うに際してこれを活用するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に委員会の会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則（令和8年2月10日農委要綱第3号）

この要綱は、令和8年2月10日から施行する。

事業計画変更届出書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

届出者
住所
氏名
電話番号

代理人
資格
住所
氏名
電話番号

下記のとおり農地転用等の事業計画を変更したいので、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第15号）第4条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

受理年月日 及び番号	年 月 日 周農委 条受理第 号					
変更の区分	目的の変更 事業の承継 期間延長 その他（ ）					
土地の表示	大字	字	地番	地目		面積 m ²
				登記簿	現況	
変更前の事業の 進捗状況						
変更の 内容	区分	変更前		変更後		
	目的又は用途					
	事業実施者					
	工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで		
	施設等の概要					
計画の所要面積	m ²		m ²			
変更の理由						

受理通知書

周農委 条受理第 号の
年 月 日

年 月 日付けで届出書の提出があった上記事業計画の変更の届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱第4条第2項の規定により通知します。

周南市農業委員会会長 印

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。
- 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
- 3 事業の承継により事業計画を変更する場合は、当事者が連署して届出すること。
- 4 「変更の区分」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 5 「変更の内容」欄の「施設等の概要」欄は、施設等の名称、棟数、1棟当たりの建築面積、総建築面積等を記入すること。
- 6 変更後の事業の内容を説明するために必要な書類を添付すること。
- 7 変更の届出の効力発生は、変更届出書が到達した日であるので、受理通知書の中にはその日を記載すること。

別記様式第2号（第5条、第6条、第7条、第8条、第9条関係）
事業完了報告書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

報告者 住所
氏名
電話番号

代理人 資格
住所
氏名
電話番号

下記のとおり農地転用等の事業を完了したので、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第15号）第5条の規定により報告します。

記

受理年月日 及び番号	年 月 日 周農委 条受理第 号				
転用の場所					
転用に係る 土地の面積	田	畑	採草放牧地	計	
	m ²	m ²	m ²	m ²	
目的又は用途					
施設等の概要	名称	施設等 の数	1棟当たり の建築面積	総建築面積	所要面積
			m ²	m ²	m ²
工事完了 年月日	年 月 日				
一時転用完了後	農地への復元の状況				
	土地所有者への引渡し (農地法第4条は不要)	済・予定 (年 月 日)			
不動産登記	地目変更登記 (一時転用は不要)	済・予定 (年 月 日) ・しない			
	所有権移転登記等 (農地法第4条は不要)	済・予定 (年 月 日) ・しない 所有権の移転・賃借権の設定・その他 ()			

添付書類

事業の完了の状況を示す写真

- 注 1 報告者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。
- 2 代理人は、法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあつては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
- 3 「一時転用完了後」は、一時転用の場合に記入すること。
- (1) 「農地への復元の状況」欄には、復元後の農地の現状を記入すること。
- (2) 「土地所有者への引渡し」欄は、農地法第4条の場合は記入不要とし、「済」又は「予定」のいずれかを○で囲み、引き渡した日付又は予定日を記入すること。
- 4 「不動産登記」は、恒久転用の場合に記入すること。
- (1) 「地目変更登記の状況」欄は、一時転用の場合は記入不要とし、「済」、「予定」又は「しない」のいずれかを○で囲み、変更登記した日付又は予定日を記入すること。
- 「しない」は、分筆せずに一筆の土地の一部を転用することで、地目変更登記ができない場合などであること。
- (2) 「所有権移転登記等」欄は、農地法第4条の場合は記入不要とし、「済」、「予定」又は「しない」のいずれかを○で囲み、登記した日付又は予定日を記入した上で、登記の内容について該当するものを○で囲み、その他の場合は（ ）内にその権利・物権変動を記入すること。
- 「しない」は、分筆せずに一筆の土地の一部を転用することで、所有権移転登記ができない場合などであること。

別記様式第3号（第6条、第7条関係）

事業進捗状況等確認書

年 月 日

地区担当委員等氏名

年 月 日付けの周農委 条受理第 号の土地に係る事業の進捗状況は、下記のとおりであることを 年 月 日に確認したので、報告します。

記

転用の場所			
現 地	<input type="checkbox"/> 報告書に基づく確認	年 月 日付け 事業完了報告書	<input type="checkbox"/> 報告どおり完了している。 <input type="checkbox"/> 完了していない。 内容：
			（一時転用の場合の農地復元の状況） <input type="checkbox"/> 報告どおり農地へ復元されている。 <input type="checkbox"/> 復元されていない。 内容：
確 認	<input type="checkbox"/> 適宜の確認	<input type="checkbox"/> 事業計画の着手時期から3か月以上経過してもなお転用事業に着手していない。 <input type="checkbox"/> 事業計画の完了時期から3か月以上経過してもなお転用事業が完了していない。 <input type="checkbox"/> 転用事業が完了しているにもかかわらず、事務局より事業完了報告書の送付がない。 <input type="checkbox"/> 事業計画どおり転用事業が行われていない。 内容：	

- 注 1 該当する項目にチェック☑すること。
 2 内容には、完了していない、復元されていない又は事業計画どおり転用事業が行われていない場合は、その内容を記入すること。
 3 転用完了の確認は、次の基準によること。

《農地転用の確認の基準》

種類	条件	
	個別事項	共通事項
住宅	外観ができ、専用住宅と確認できること。	転用目的どおり使用されていること。 建蔽率 22 パーセント以上を満たしていること（専用住宅の場合は建築物のみで 22 パーセント以上。他法令による制限を超えないこと。）。 農地との境に見切りがあること。
集合住宅	外観ができ、集合住宅として用途が確認できること（駐輪場設置は認める。）。	
宅地分譲	水道が敷設してあること。	
建売住宅	外観ができ、専用住宅と確認できること。	
駐車場	使用状況が確認でき、申請又は届出時の台数と同じ台数分の柵（ロープ、白線等）があること。	
資材置場	建築物・工作物がないこと。 許可又は届出どおりの資材を置いて使用されている状態であること。	
店舗・工場	看板が設置され、陳列ケース・機械等の附帯設備が並び、店舗・工場として確認できること。	
農業用施設	外観ができ、建物の用途が農業用であると確認できること。 倉庫・物置に農業用の資材が入っていること。	
露天農作業場	農業用作業場として転用の状態が確認できること。	
太陽光発電施設	太陽光発電設備及び外周フェンス、標識等の設置が確認できること。	
一時転用された土地	4の《農地への復元基準》によること。	

- 4 「一時転用の場合の農地復元の状況」の確認は、次の基準によること。

《農地への復元基準》

<p>現に耕作が開始されている、あるいは、おおむね次に掲げる条件を満たし、いつでも耕作できる状態にあると確認できること。</p> <p>(1) 地固め（地面をならして固くすることをいう。）がされていないこと。</p> <p>(2) おおよそぶし大の石が見られないこと。</p> <p>(3) 一団の碎石等が敷かれていないこと。</p> <p>(4) 轍（わだち）がないこと。</p> <p>(5) 苗木を植えた場合、根付いていること。</p> <p>(6) 苗木を植えた場合、土地の広さに対して十分な本数が植えられていること。</p> <p>(7) その他、農地へ復元されていると判断できる状態にあること。</p>

事業進捗状況管理表
（ 年1月～12月受付分）

（ 第4条届出 ・ 4条制限の例外の届出 ・ 5条届出 ・ 5条制限の例外の届出 ）

___頁

番号	受付 年月日	受理・ 不受理	受理・ 不受理 年月日	取 消 年月日	変 更 年月日	届出書 の名称	土地の所地 ・ 地 番	転用面積 (㎡)	転 用 事業者名	一時 ・ 恒久	工事の計画期間		完了報告 年月日	備 考
											着手	完了		
1														
2														
3														
4														
5														
}														

（記載要領）

- 1 本表は、毎年1月1日から12月31日までに届出を受け付けた農地転用事案について作成する。
- 2 種別（4条届出、4条制限の例外の届出、5条届出、5条制限の例外の届出）のいずれかを○で囲み、その種別ごとに作成する。
- 3 番号は、届出書の受付番号（届出の受付時点での暦年による一連番号をいう。）であり、この番号が受理通知書又は不受理通知書の文書番号の番号となる。
- 4 「一時・恒久」欄は、一時転用の場合は「一時」、恒久転用の場合は「恒久」と記載する。
- 5 「備考」欄には、事業着手の督促、事業完了報告書の提出の督促その他の是正指導の実施状況を記載する。